
第4章 水防計画

第1節 総 則

1. 水防計画の目的

この計画は、水防法第33条に基づき洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって荒尾市内河川、溜池、海岸堤防、道路等に対する水防組織及び水防活動について、実施の大綱を示したものである。

2. 水防の責務

(1) 市の水防責務

市は、その区域内における水防を十分に果たすべき政務を有する。（法第3条）主な事務は、次のとおりとする。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- ④ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑤ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑥ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑦ 他の水防管理者又は市町村もしくは消防庁への応援要請（法第23条）
- ⑧ 堤防決壊等の通報及び決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑨ 公用負担（法第28条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑫ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑬ 水防協力団体の指定及び公示（法第36条）
- ⑭ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導もしくは助言（法第40条）

(2) 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者又は消防機関の長から水防のための要請があった場合は、直ちに協力し水防に従事しなければならない。（法第24条）

(3) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第25条）
- ② 決壊後の処置（法第26条）
- ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）

- ④ 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

(4) 水防本部の設置

法第 16 条の規定による水防警報を受け、また、水防の必要があると認めるときから、洪水、内水、津波又は高潮の危険が解消するまでの間、水防本部を設け対策に当たる。

3. 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要に応じて変更を行う。水防計画を変更するときはあらかじめ、市防災会議に諮るとともに、熊本県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨等を公表するものとする。

4. 安全の確保

洪水、内水、津波、高潮等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全の確保について配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（樋門）操作等においては、つぎのような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- (1) 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること
- (2) 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること
- (3) 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な無線機等の通信機器を携帯すること
- (4) 作業時には、最新の気象情報等を入手するために、ラジオ等を携帯すること
- (5) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動を従事するものを随時交代させること

5. 水防体制の確立

洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進を図るために、第 3 章災害応急対策計画第 3 節動員計画に準ずる配備体制をとする。

6. 洪水危険箇所等の周知

洪水、内水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、円滑な水防活動及び避難行動が取れるよう、災害避難地図（洪水、高潮、土砂災害ハザードマップ）を活用するよう周知するものとする。

7. 通信連絡と輸送

(1) 内部連絡

本部及び各隊との連絡、雨量、水位等の現況通報は電話等による伝令とし、人員輸送、資材運搬等の実働はトラック等による。

(2) 外部連絡

電話のある箇所は電話連絡をもってし、不通・緊急等の場合は、連絡員を通じての連絡や自動車等による臨機連絡等の方法をとる。

8. 市内一般に対する周知方法

市民へは主として防災情報伝達システムによる放送にて周知を行うほか、危険が去ったときは防災情報伝達システム又は広報車等より周知させる。

9. 気 象

災害対応に必要な気象観測は有明広域行政事務組合消防本部及び、熊本地方気象台、又は熊本県防災情報ネットワークシステムにて行う。

第2節 水防組織計画

水防本部は、災害対策本部の一環として水防対策にあたる。

1. 第1水防隊

- (1) 庶務班（防災安全課）
 - ・記録、通信、情報収集及び関係機関、各市町村等の対外連絡に関する事
 - ・一般庶務に関する事
- (2) 財政班（財政課）
 - ・財政措置全般に関する事
 - ・庁舎の管理、保安に関する事
 - ・公用車等の使用、輸送に関する事

2. 第2水防隊

- (1) 第1調査指導班（土木課）
 - ・資材受払に関する事
 - ・道路、河川等土木関係の調査、巡視、危険防止作業の工法技術の指導監督に関する事
- (2) 第2調査指導班（農林水産課）
 - ・農林関係施設の調査、巡視危険防止作業の工法技術の指導監督に関する事
- (3) 第3調査指導班（建築住宅課）
 - ・公共用施設の調査、巡視危険防止作業の工法技術の指導監督に関する事

3. 第3水防隊

- 衛生班（環境保全課）
- ・浸水家屋の消毒、浸水便槽の緊急汲取等に関する事

4. 第4水防隊

- 指揮班（総務課）
- ・情報収集及び各水防隊又は各行政協力員との連絡に関する事

【雨水対策体制表】

市水防関係

企業局建設課 土木課維持管理係

扉門・ゲート関係

施設名称	連絡先	運転管理
各扉門・ゲート	企業局 建設課維持管理係 (64-2700)	キュウセツAQUA (株) (64-2558)
境崎遊水池（荒尾駅裏）		

雨水ポンプ場関係

施設名称	連絡先	運転管理
荒尾市大島浄化センター 併設雨水ポンプ場 (64-1558)	企業局 建設課維持管理係 (64-2700)	キュウセツAQUA (株) (64-2558)
大島雨水ポンプ場 (64-2818)		
西原雨水ポンプ場 (62-5324)		

下水処理場関係

施設名称	連絡先	運転管理
荒尾市大島浄化センター (64-1558)	企業局 建設課維持管理係 (64-2700)	キュウセツAQUA (株) (64-2558)
荒尾市八幡台浄化センター (68-1622)		中央環境管理センター (68-7069)
荒尾市桜山浄化センター (68-0732)		
各マンホールポンプ場		

第3節 水防活動

1. 出動

県、その他の機関より通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときは直ちに準備体制を整え活動に入る。

(1) 水防監視等

出水の恐れがあるときは、消防機関及び各調査指導班において担当区河川並びに堤防を巡視し、危険と認められる箇所は応急の準備工作を施し、状況は本部に連絡する。

(2) 水位通報と水門操作

状況に応じ量水標監視員を配置し、雨量及び水位を監視させ、水防団待機水位に達したとき、又はそれにより水防団待機水位を下がるまで、1時間毎に増水急なるときは臨機に水防本部に通報する。

接受した通報はすべて受信者名及び要領を記録する。水門及びポンプはそれぞれの管理者で状況に応じて操作する。

量水標の設置場所

河川・海岸名	量水標の設置箇所	水防団待機水位	氾濫注意水位(潮位)
菜切川	荒尾市菰屋第一菰屋橋橋脚	2.00m	2.50m
〃	〃 第二 〃	2.00m	2.50m
〃	〃 蛸原橋橋脚	2.00m	2.50m
関川	〃 本井手佳景橋第二橋脚	2.00m	2.90m
〃	〃 下井手深瀬堤防	2.00m	2.90m
〃	〃 上井手岩本橋橋脚	2.00m	2.90m
〃	〃 山下橋橋脚	2.00m	2.90m
大島川	〃 大島川右岸	2.70m	3.20m
荒尾海岸	〃 宮内出目船溜入口堤防	2.70m	3.20m
〃	〃 市屋船溜堤防	2.70m	3.20m

ポンプ及び扉門の状況（警戒を要する箇所）

番号	名 称	所 在 地	種 別	管 理 者
1	西原雨水ポンプ場	西原町一丁目	ポンプ2台	荒尾市企業局
2	大島雨水ポンプ場	大 島 上	ポンプ2台	荒尾市企業局
3	荒尾市大島浄化センター併設雨水ポンプ場	大島町四丁目	ポンプ4台	荒尾市企業局
4	原万田1号扉門	西原町一丁目	自動転倒ゲート	荒尾市企業局
5	原万田2号扉門	西原町一丁目	手動スライドゲート	荒尾市企業局
6	日の出1号スクリーン	大正町二丁目	スクリーン	荒尾市企業局
7	日の出3号扉門	日 の 出 町	自動転倒ゲート	荒尾市企業局
8	境崎放流管バイパススクリーン	境 崎 中	スクリーン	荒尾市企業局
9	境崎放流管1号扉門	境 崎 中	手動スライドゲート スクリーン	荒尾市企業局
10	南新地扉門	南 新 地	手動スライドゲート 手動フラップゲート	荒尾市企業局
11	宮内排水路	宮 内	サイフォン	荒 尾 市
12	大平雨水ゲート	宮内出目東	自動スライドゲート スクリーン	荒尾市企業局
13	上小路雨水ゲート1号	上 小 路	自動スライドゲート 電動除塵機付き スクリーン	荒尾市企業局
14	上小路雨水ゲート2号	上 小 路	自動スライドゲート スクリーン	荒尾市企業局
15	上小路放流扉門	上 小 路	手動スライドゲート フラップゲート	荒尾市企業局
16	上磯雨水ゲート	打 越	手動スライドゲート フラップゲート	荒尾市企業局
17	蔵満1号扉門	蔵 満	手動スライドゲート フラップゲート	荒尾市企業局
18	蔵満2号扉門	蔵 満	フラップゲート	荒尾市企業局
19	牛水上1号扉門	牛 水 上	フラップゲート	荒尾市企業局
20	牛水上2号扉門	牛 水 上	手動スライドゲート フラップゲート	荒尾市企業局

(3) 水防活動

水防活動を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施するものとする。その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるように努めなければならない。

(4) 決壊の通報と措置

量水標監視若しくは消防団員等現場出勤者で堤防決壊を発見したときは、直ちに本部に報告し、実働者においては安全確認を最優先にしたうえで、直ちに応急防御措置に努めるとともに、水防法第 22 条により住民の立退きの準備をするとともに状況に応じて第二段の水防措置をとる。

(5) 避難

重大なる水害発生の危険が予測され、住民の避難の必要を認めるときは、その水害発生予測区域の住民に対し避難を指示することができる。

なお、水害が発生した場合の救助については、別途災害救助法に基づき編成された救助隊の分担計画によりの確な処置をとる。

(6) 状況報告

刻々の水防活動の状況については本部に報告する。

下記の場合は、玉名地域振興局に報告し、必要により隣接水防管理者にも通報する。

- 水防のため出動したとき
- 堤防が決壊したとき
- 堤防等に異常を発見したとき
- 防禦の結果があったとき
- 水防作業を開始したとき
- 水防活動を終え警戒を解除したとき
- 水防困難に陥る恐れがあるとき

2. 居住者等の出動基準

水防のとき、やむを得ない場合は水防法第 17 条の規定に基づき管内居住者及び現場にあるものを水防に従事させることができる。

第4節 資材器具の整備

1. 資材器具の整備

(1) 車両配置状況

種 別	台 数	備 考
乗 用 車	1	
道路パトロールカー	4	土木課
広報車	5	

(2) 資材及び器具配置状況

区 分	所 在 地	責 任 者	備 蓄 資 材					
			発電機	掛 矢	ノ コ	スコップ	懐中電灯	投光器
海岸 関川	宮内出目 390	土木課長	1	7	12	22	10	2
				オノ 3	土のう袋 3,000	ロープ 5巻	杭 1.5m 150 2.0m 150	ブルー シート 80

(3) 水防関係資材取扱店

水防関係資材については、市が災害協定を締結している荒尾商工会議所、NPO法人コメリ災害対策センターや市内指定業者、応急復旧を実施業者が調達することができることから必要に応じて対応する。

第5節 水防解除及び水防顛末

1. 水防解除

氾濫注意水位以下に減少し、警戒の必要がなくなったときは、水防を解除し、市民に周知させる。

2. 終了後の報告

水防管理者は、水防業務の終了後7日以内に定められた様式により実施状況を知事に報告する。

第6節 公用負担

1. 水防法第 21 条に規定された権限を行使するものは、その身分を示す腕章及び証明書を、またその権限を委任されたものは委任証明書を携行し必要ある場合はこれを掲示しなければならない。
2. 水防法第 21 条の規定により公用負担の権限を行使した場合は、次のような諸票を 2 通作成してその 1 通を負担者に手渡し権限行使によって、受けた損失に応じて水防管理者は時価によりその損失を補償するものとする。

公用負担の証	
住所	_____
負担者	_____
氏名	_____
令和	年 月 日
氏名	Ⓜ
物件数量	
負担内容 (使用収用処分等)	
期間	
摘要	